

岩手山の噴火警戒レベル判定基準

平成 31 年 3 月 20 日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 ○次の現象が観測された場合 ・多量のマグマ貫入を示す顕著な地殻変動 ・概ね火口から 3 km を超える火砕流の発生（積雪期においては 2 km）	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
4	【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 ○次の現象が観測された場合 ・噴火活動の活発化がみられるなかで山体膨張を示す顕著な地殻変動（レベル 3 よりも規模大）とともに山麓で体を感じる規模の大きな地震の多発	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会等の意見も参考に判断する。
3	【居住地域の近く（火口から概ね 2 km を超え 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 ○次の現象のいずれか複数が観測された場合 ・火山性地震の活発化（100 回以上／24 時間） ・山麓で体を感じる規模の地震の発生 ・継続時間のやや長い火山性微動の多発、または振幅の大きな火山性微動の多発 ・山体膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル 2 よりも規模大） ・東岩手山火口から噴気の顕著な増加 ○次の現象が観測された場合 ・噴出物にマグマ起源の物質が含まれていた場合 ・10Pa 以上の空振を伴う火山性地震（爆発地震）の発生 ・東岩手山火口から大きな噴石が飛散する噴火を確認	左記に該当する現象が観測されなくなり、1 か月程度経過した場合
2	【火口周辺（火口から概ね 2 km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性あるいは発生】 ○次の現象のいずれか複数が観測された場合（現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある） ・火山性地震の増加（前 5 日間の地震回数合計 50 回以上） ・火山性微動の発生（3 回以上／24 時間） ・浅い低周波地震の多発 ・噴気地熱地帯の明瞭な拡大、新たな噴気の発生もしくは地熱活動の活発化 ・山体膨張を示す地殻変動（GNSS、傾斜計、干渉 SAR 等） ○次の現象が観測された場合 ・東岩手山火口、または西岩手山火口から有色の噴煙を確認	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。ただし、元に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に、再び火山活動が高まる傾向に転じたと判断した場合は、上記の基準に達していなくてもレベル 2 に戻す
・東岩手山では、山頂のやや深部の低周波地震が静穏な状況下でもみられ、連続して発生することがある。このため、東岩手山付近で発生する、やや深部の低周波地震の活動は地震、微動の基準に含めないこととする。 ・火口は、「岩手山火山防災マップ」（平成 10 年 10 月）で想定されている、東岩手山（岩手山山頂）と西岩手山（大地獄谷・黒倉山～姥倉山）としているが、火口が特定できない時点では、両火口からの噴火を想定して噴火警報を発表する。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・「融雪型火山泥流」は、積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。 ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。		